

先進医療	1	先進医療とは何ですか。 どのような医療が該当しますか。	<p>○まだ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等が厚生労働省にて設定され、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度です。</p> <p>○個別の医療技術毎に、厚生労働省内の先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受け、認められた先進医療技術のみが対象となります。実施する医療機関は、厚生労働大臣への届出又は承認が必要となります。</p>
	2	先進医療を希望しております。 実施可能な医療機関を自分で確認する方法はありますか。	<p>○厚生労働省のホームページ内にある「不妊治療における先進医療の状況（令和〇年〇月〇日現在）」というページを開いていただき、その中にある</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【施設紹介】 先進医療を施行している施設については、こちらに記載しています。</p> </div> <p>で確認することができます。</p>
	3	先進医療は、「先進医療 A」と「先進医療 B」に分類されるようですが、助成対象はどちらかに限定されていますか。	<p>○「先進医療 A」とは、未承認等の医薬品、医療機器等の適応外使用を伴わない医療技術であり、主に人体への影響が極めて少ない医療技術を、また「先進医療 B」とは、未承認等の医薬品、医療機器等の適応外使用を伴う医療技術であり、効果等について特に重点的な観察・評価を要する医療技術を指します。</p> <p>○稲城市では、「先進医療 A」、「先進医療 B」どちらの医療技術でも、助成対象です。</p>
助成対象の範囲	4	体外受精と顕微授精の違いを教えてください。	<p>○体外受精と顕微授精ともに、卵子や精子を取り出し、身体の外で受精させて子宮内に戻す生殖補助医療です。</p> <p>○体外受精はシャーレ上で卵子と精子を受精させるのに対し、顕微授精は顕微鏡下で卵子内に精子を1つ注入します。</p>
	5	都外の医療機関でも助成対象ですか。	<p>○都外の医療機関も対象です（ただし、「稲城市特定不妊治療医療費助成事業のお知らせ」の 3. 医療機関の条件を満たすこと）。</p>
	6	治療開始時から治療終了時まで受けた一連の治療につき、それぞれを分割して申請することはできますか。	<p>○稲城市では、医療保険適用外となる一連の不妊治療（以下①②）を<u>1回</u>として、助成しております。</p> <p>①医療保険適用治療と併用した【先進医療】 ②不妊治療の医療保険が適用される年齢・回数制限を超えたことによる【自費診療】及び【先進医療】</p> <p>○一連の治療とは、「採卵」または凍結胚移植のための「胚の解凍」から、「妊娠の確認」等に至るまでの不妊治療の実施過程を指します。そのため、一連の治療を分割して申請することはできません。</p>
	7	夫が単身赴任で稲城市外に住民登録していたのですが、治療途中で稲城市に住民	<p>○稲城市の助成対象者は、治療開始日から助成金申請日（=申請書提出日）までの<u>全ての期間</u>において、夫婦の双方が、稲城市内に住民登録している方を対象としております。</p>

申請等	票を異動しました。対象になりますか。	○そのため、治療開始日時点に稲城市外に住民票があった場合は、助成対象外となります。
	8 助成対象外である「代理母」、「借り腹」の違いを教えてください。	○「代理母」とは、妻（事実婚も含む。以下同じ。）が卵巣と子宮を摘出されたこと等により、妻の卵子を使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産することを指します。 ○一方、「借り腹」とは、夫婦の精子と卵子は使用できますが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産することを指します。
	9 助成対象外である「医療保険」及び「先進医療」の範囲外の方法で不妊治療を受けた場合」とは、どのような治療を指しているのでしょうか。	○助成対象の治療の範囲として、「医療保険」及び「先進医療」として厚生労働省で認められている治療法としております。そのため、「医療保険」及び「先進医療」で認められていない治療法を併用した治療を指します。 ○この場合は、治療開始から治療終了までにかかった費用の全てが助成対象外となります。 ○また、年齢・回数制限を超えたことによる自費診療時においても、その治療法は「医療保険」及び「先進医療」で認められた範囲内であることが必要となりますので、ご注意ください。 ○「医療保険」及び「先進医療」の範囲内であるかについて、予め医療機関にご確認のうえ、受診等証明書の記入をご依頼ください。
	10 事実婚関係であることを、証明する方法を教えてください。	○事実婚関係の方が申請される場合は、以下の書類をご提出ください。 （1）夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書の原本 （2）夫婦それぞれの署名がある申立書（任意の様式で構いません。記入例を市ホームページにて掲載） （①2人が事実婚関係であること、②治療の結果出生した子について認知を行う意向であることの記載が必要） ○2回目以降の申請で、前回申請時と婚姻関係に変更がない場合は、上記（1）（2）の書類提出を省略することができます。
	11 戸籍は、何か月前のものでよいですか。	○助成金申請日（=申請書提出日）から3か月以内に発行されたものが有効です。
12 郵送で提出してよいですか。	○郵送でも受付しています。 ○郵送の場合は提出書類チェックシートで不足書類がないかご確認のうえ、大切な書類なので記録が残る郵送方法で郵送ください。	
13 助成金はいつごろ振り込まれますか。	○申請いただいてから3ヶ月～4ヶ月程度お時間をいただいております。 ○決定通知の封筒の中に振り込み時期が記載された通知が入っておりますので、ご確認ください。	

稲城市特定不妊治療医療費助成事業 **申請する治療の開始日が令和4年4月1日以降の方向け** よくあるご質問

令和4年7月22日更新